

令和5年度第12回総会（月例）議事録

日 時	令和6年3月28日（木） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 上四元 正昭 園山 一則 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （2名）	岩元 節朗 豊留 辰男
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、村田、溝川、山崎、小山田、小村、児之原、吉永 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、安樂、上崎 主 任 宮元 主 任 矢崎、米倉、西、平川
農政総務課	主 査 神崎 技 師 井手
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第5条許可申請に関する件 3 非農地認定に関する件 4 農地利用変更届出に関する件 5 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 地域計画に係る意見書に関する件 8 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 9 令和6年度最適化活動の目標設定（案）に関する件
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 7 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 8 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 9 「地域計画に係る意見書の提出について」

議 長	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第12回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
谷 山 支 局	<p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>議題2「農地法第5条許可申請に関する件」申請番号3から5につきましては、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いします。これによりまして、議案書表紙の議題2「農地法第5条許可申請に関する件」の件数を19件から16件に修正をお願いいたします。</p>
喜 入 支 局	<p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」、処理状況の日付が記載されておりませんが、令和6年3月25日と記載をお願いいたします。</p>
農 政 総 務 課	<p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>別冊資料2、議題6「地域計画に係る意見書に関する件」1ページ、主な修正内容の地番11340を11340-2に修正をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、岩元委員、豊留委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、上四元委員、園山委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p>

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～6 ページ 2 2 件	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、20年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、5年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号3号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、17年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号4号、療養その他生活資金、相手要望、所有権移転、売買。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号6号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 番号7号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 番号8号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。 番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号10号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号11号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号12号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、5年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。</p>

議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は、譲渡人から一部事業を引き継いだ令和5年11月設立の障害者支援施設等を運営する社会福祉法人でございます。</p> <p>申請地は、現在の事務所および計画予定である譲受人所有の障害者入所施設建設地から約400m圏内に位置しており、</p> <p>譲渡人から事業を引き継ぎ、農作業活動や農産物栽培等を通じて、障害のある施設利用者の、日中活動の充実、自信の向上や生きがいの創出等を図ることを目的に障害者支援事業を行うものであることから、</p> <p>譲渡人同様、農地法の例外規定、施行令第2条第1項第1号ハに該当するため、農地を取得することができると判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号17号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号19号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号20号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号21号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号22号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号14号は、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「6番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、6番委員どうぞ。</p>
6 番 委 員	<p>農業経験があるのは、何年から認められるのですか。</p>
事 務 局	<p>特に何年という決まりはないところですが、実際に申請内容、現地調査での聞き取り等をして、概ね5年からというのがあるようです。これまでの申請内容を見ると、10年以上農作業経験を積んでいる方が多いようです。</p> <p>以上です。</p>
事 務 局	<p>補足しますが、厳々のルール上の規定というのは見つかっていません。3年だったら良いとか、2年なら駄目とかそういうよりは、これまでやってこられた話というのをしっかり聞き取って、それなりの経験があるなど認められたらだと思えます。ただ、感覚的にですけど、少ししかしたことがないとかいうのになると判定が難しくなると思えます。</p> <p>以上です。</p>
6 番 委 員	<p>わかりました。</p>
2 番 委 員	<p>番号13ですが、譲受人は経営面積がありますが、どこで経営しているのですか。</p>
伊 敷 支 局	<p>小山田町に所有しています。</p>
2 番 委 員	<p>譲受人は福岡市に住んでいるようですが、通作距離との関係で、福岡市から小山田町に耕作に来るということは認められますか。</p>

事務局	<p>農地法第3条許可を与えるに当たっては、その該当者もしくは2親等以内の世帯員が年間150日以上農作業に従事することが可能であれば、第3条許可相当であるという見解は既に頂いているところです。該当する譲受人に関しましては、住所地は福岡市になっているのですが、鹿児島市の農地のすぐ近くに実家がございます。そこに150日以上滞在をして農作業に従事することが可能だということで、申請を受けているところです。また、先程補足説明がありましたが、すぐ近くにこの譲受人の2親等以内の世帯員である妹が居住されていて、この方につきましても年間150日以上の作業に従事するというごさいます。そうなりますと、譲受人はもちろんですが、世帯員である妹も年間150日以上該当する農地の耕作に従事するというごさいますので、その点につきましては、許可相当であると判断して問題ないと考えております。</p> <p>以上です。</p>
2番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等のごさいませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」22件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第5条許可申請に関する件 7ページ～12ページ 16件</p>	
議長	<p>次に、議題2「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題4「農地利用変更届出に関する件」谷山の番号1号の案件が、この第5条許可申請に関連するので、併せて審議していただきたいと思ひます。</p> <p>まず、本局、2番委員お願ひします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸資材置場90.00㎡、貸車両置場60.00㎡、転回場309.43㎡、法面等398.57㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…他人畑、北・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、谷山、14番委員お願ひします。

14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟62.11㎡、庭敷地等152.89㎡、東…他人田、西…渡人田、南…農道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟104.34㎡、庭敷地等194.66㎡、東…宅地、西…他人畑、南…市道、北…別件農変申請地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…公共下水道、使用貸借権。</p> <p>この件は18ページの農地利用変更届番号1と関連がありますので、併せて読み上げます。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：令和6年4月1日、工事終了日：令和6年5月31日、周囲の状況：東・北…宅地、西…他人畑、南…別件5条申請地、境界…ブロック積、高さ…0.50m、作物…野菜、甘しょ、搬入土…黒土、シラス。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、道路に接しておりませんが、親族に使用貸借する別件5条申請地を通り、出入りします。</p> <p>番号7号、宅地分譲1区画238.00㎡、東…他人畑、西…宅地、南…農道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、住家1棟99.37㎡、庭敷地等345.63㎡、東…雑種地、西…宅地、雑種地、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、通路304.00㎡、東・南…渡人畑、西…渡人畑、宅地、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、資材置場162.98㎡、駐車場15.00㎡、通路等127.02㎡、東…宅地、西…他人田、別件5条申請地、南…他人田、北…農道、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、建売住宅2棟105.78㎡、庭敷地等350.22㎡、東・南…別件5条申請地、西…他人田、北…農道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、事務所1棟28.00㎡、倉庫1棟13.54㎡、駐車場105.00㎡、通路140.00㎡、転回場等622.59㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、資材置場220.00㎡、転回場等345.00㎡、東・西…宅地、南…市道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、障害者入所施設3棟995.16㎡、駐車場1,066.16㎡、庭敷地等2,510.28㎡、東…市道、宅地、里道、雑種地、西・南…宅地、他人畑、北…里道、境界…ブロック積、フェンス、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足してご説明申し上げます。</p>
吉 野 支 局	<p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。(図面掲示)</p> <p>申請人は、母体の社会福祉法人から一部事業を引き継いだ令和5年11月設立の障害者支援施設等を運営する社会福祉法人でございます。</p> <p>申請地は、吉野支所から南東へ約4.1kmに位置する「第2種農地のその他の農地」です。</p> <p>申請人は、現在使用している施設が老朽化しているため、申請地の畑4筆と払い下げ予定の里道の一部を一体利用し、3,000㎡を超える総面積4,571.60㎡に、都市計画法第29条の開発許可を申請のうえ、新たに障害者入所施設を建設するものです。</p> <p>主な施設の内訳は、入所棟526.95㎡、食堂棟293.70㎡、管理棟107.39㎡、駐車場1,066.16㎡となっております。</p> <p>申請人は、母体の社会福祉法人から事業を引き継ぎ、障害者入所施設を設置、運営していく予定とのことから、転用は確実と思われるため、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところです。</p> <p>以上です。</p>
1 5 番 委 員	<p>続けます。</p> <p>番号15号、クヌギ200本1,015.00㎡、東…雑種地、西…里道、南…山林、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、住家1棟104.34㎡、庭敷地等312.66㎡、東…他人畑、西…宅地、渡人畑、南…渡人畑、他人畑、北…宅地、農道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、駐車場90.00㎡、転回場96.00㎡、東…農道、西…水路、南…市道、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局より補足説明をします</p>
議長	<p>次に、郡山、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、駐車場1,008.50㎡、通路等197.50㎡、東…宅地、西…市道、南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、駐車場401.90㎡、東…市道、西…宅地、南…他人畑、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は郡山支所から西へ約2kmに位置する、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、平成12年ごろ、申請地に18台分の駐車場を整備しました。しかし、その際に、農地転用の許可が必要であることを知らずに整備したため、今回、始末書添付のうえ、5条申請を行い追認許可を受けようとするものです。</p> <p>申請人に対しては、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2番委員	<p>番号13ですが、備考欄に寺山風致地区とあります。風致地区の定義、相当転用は厳しくされるのではないかと思います。この件はどういう理由で風致地区の解除ができたのか教えて下さい。</p>

事 務 局	<p>風致地区につきましては、市街化が進んでいる地域の中でも森林とか緑地がある地区について、その景観を保持しようということで都市計画法上、市が指定しているところがございます。ちなみに本市におきましては、吉野公園界限に所在する寺山風致地区、谷山の慈眼寺公園界限に所在する慈眼寺風致地区の2ヶ所がございます。これまで転用許可の中で風致地区が出たことがあります。この風致地区につきましては、緑地を保全する点から、開発などには制限がございます。特に建築物を建てる場合については、その敷地内に約2割の緑地部分を残すようにという規制があるようです。ただ、今回の案件につきましては、寺山風致地区には所在していますが、資材置場で、建築物はないということで、そのような規制はないということでございます。</p> <p>以上です。</p>
2 番 委 員	<p>番号14ですが、老朽化の為ということでしたが、新しく施設を作るわけですが、入所人員をいうのはそのまま変わらないのかどうか、3,000㎡を超えていますので、農業会議の許可がいますか。</p>
吉 野 支 局	<p>3,000㎡を超えていますので、県農業会議に審議していただくことになっております。</p> <p>入所施設利用者については、先程説明しましたが、母体となる事業から一部事業を引き継いでいます。利用者、職員も大体移行していく形になります。ただ計画の中身については、福祉関係の方に補助金とか申請する中で審査を受けているということで、今回の転用については、何名収容というのは把握しておりません。関係各課に確認を取っているということは、こちらでも確認させて頂いております。</p> <p>以上です。</p>
2 番 委 員	<p>老朽化の為ということでしたが、既存の施設は、今後どういうふうにご利用されるのですか。</p>
吉 野 支 局	<p>母体が別の社会福祉法人も持っております。そこが新たに研修施設で再利用するということです。</p> <p>以上です。</p>
2 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第5条許可申請に関する件」16件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える番号14号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p> <p>又、議題4「農地利用変更届出に関する件」番号1号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題3. 非農地認定に関する件</p> <p>13ページ～17ページ 13件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：共同住宅1棟、34年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：法面として約25年経過、現況雑種地。</p> <p>番号3号、調査結果：住家1棟、66年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：1852-1：住家1棟、42年経過、現況宅地。</p> <p>1852-4：車庫1棟、物置1棟、約40年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：住家1棟、30年経過、現況宅地。</p> <p>番号6号、調査結果：住家2棟、60年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：809、828-乙：杉、檜、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。913：檜、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>当該5筆の農地は、南九州市において借入地約70aでトマトのハウス栽培を行っている申請人が、徐々に規模を縮小し、地元の吉野に拠点を移し、トマトのハウス栽培を規模拡大していくとの営農計画で、令和5年7、8月に3条許可により取得した山林化した農地です。</p> <p>ところが、樹木伐採及び硬質ハウス建設に必要な融資を受けることができなくなったため、当初の計画通り、農地として利用することが困難となり、現況が山林であることから非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>この件に関し、県農業会議を通じ、全国農業会議所に、「農地法第3条許可を得た農地について、非農地証明申請を受け付けることの可否について」照会したところ、4条転用許可後に地目変更を行うか、基準を定めていれば、非農地証明のいずれかによるとの回答でした。</p> <p>本市では、一定以上の年数が経過し山林化した農地については、非農地証明願の手続きが可能なことから、申請を受け付け、非農地判定基準に基づき、現況山林と判断したところでございます。</p> <p>番号10号、調査結果：住家1棟、35年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：住家1棟、53年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「非農地認定に関する件」13件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題4. 農地利用変更届出に関する件 18ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「農地利用変更届出に関する件」の1件ですが、先程、議題2と併せて審議が終了しております。</p>
<p>議題5. 農用地利用集積計画に関する件 19ページ～42ページ 42件</p>	
議 長	<p>次に、議題5「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の19ページをご覧ください。 「議案第5号」、令和6年3月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表についてご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃貸借権13件、18筆、15,917.00㎡。使用貸借権29件、50筆、30,902.00㎡。合計42件、68筆、46,819.00㎡です。 議案書の20ページから42ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、42ページは、配分計画を含む内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	<p>番号1の借受人は、相当な経営面積がありますが、どういう農業経営をされているのですか。</p>

谷山支局	借受人は、畜産農家で、借りられて牧草を植えていらっしゃいます。以上です。
2番委員	番号2の借受人、公益財団法人鹿児島市公園公社とは具体的に何ですか。
谷山支局	平川動物園公園に当たります。
2番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題6. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件	
議長	次に、議題6「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。
農政総務課	別冊資料2をご覧ください。 この犬迫町（川路山、横井原）地域については、2月の総会において審議していただいたのですが、その後修正があったため、再度意見照会をするものです。 修正内容の1つ目は、10457及び10466の担う者を修正で、2ページの真ん中ほどに担う者の修正箇所ということで、矢印が2つあります。2ページが、前回審議していただいたもので、11、12ページが修正後になります。矢印の所の色が変わっているのがわかるかと思います。矢印の方の上の塗り潰しの方が、この2筆もを担う者として設定されるものです。 2つ目は、11340-2で、3ページの左下が除外箇所となっております。12ページが修正後のものです。ここは、除外申出があったもので、除外をしております。 他については、内容の変更はございません。 以上です。

議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「地域計画に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり決定いたします。</p> <p>なお、「制度の周知徹底」及び「地域計画が策定された地域において、定期的に協議の場を設け、地域計画の修正を続けていくこと」を農業委員会の意見として提出したいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、そのようにすることといたします。</p>
議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料3 1件	
議 長	<p>次に、議題7「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、伊敷、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、犬迫町櫛堀地区にあり、伊敷支所から西へ約6.2kmに位置する、また、申請地は2ヶ所に分かれており、西側（A）の東、南、北は渡人畑、西は他人畑、東側（B）の東、南、北は渡人畑、西は渡人畑、宅地に接している。なお。申請地は道路に接していないが、農用地区域外の畑と宅地を一体利用し、道路を設け県道に出入りする予定となっている。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は2ヶ所とも農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題8．農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 別冊資料4 1件	
議 長	<p>次に、議題8「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料4です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>別冊資料4の1ページをご覧ください。 用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画（案）を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。 2、3ページをご覧ください。 農地バンクに提出する農用地利用集積等促進計画（案）ですが、対象となる農地については、本名町の農地3筆となっております。合計面積2,944㎡、利用権の種類は使用貸借権となっております。この農地はいずれも地域計画内の農地となっており、その地域計画に基づいて貸借をするものとなっております。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
議題9．令和6年度最適化活動の目標設定（案）に関する件 別冊資料5	
議 長	<p>続きまして、議題9「令和6年度最適化活動の目標設定（案）に関する件」を審議します。別冊資料5です。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>議題9「令和6年度最適化活動の目標設定（案）に関する件」でございます。</p> <p>こちらは、令和4年2月2日、農林水産省の通知により、令和6年度の目標を3月末までに設定をしなければならないことになっております。</p> <p>目標設定の中に、令和5年度の数字が確定しないと設定できないもの等もあるものですから、今回審議していただく件に関しては、2ページの②目標の中の今年度の新規集積面積21.8ha、こちらに関しては、県が目標としている県全体の2,200haに対して、鹿児島市に割り振られた数字となっております。</p> <p>次に3ページ、最適化活動の目標日数になります。1人当たりの活動日数が10日／月ということで設定させていただきたいと思っております。この日数については、令和5年度より変更はございません。</p> <p>次に（2）活動強化月間の設定回数については、3回設定させていただいております。取組時期：令和6年6月、取組項目：農地の集積。強化月間の内容：地域計画策定における協議の画への参加ということで設定させていただいております。令和6年8月、9月に設定させていただいております農地パトロールについては、本年度と変更はございません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>提案事項について、事務局と運営連絡会では、このように2点ということにまとめました。原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9「令和6年度最適化活動の目標設定（案）に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 43ページ～46ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本局、2番委員お願いします。
2 番 委 員	報告します。43ページです。 照会日：令和6年3月1日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区調整域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年3月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。44ページから45ページです。 照会日：令和6年2月26日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、10695番外4筆は現況非農地、10722番外1筆は現況農地である。 処理状況：令和6年3月8日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、46ページです。 照会日：令和6年3月13日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年3月25日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 47ページ～50ページ 1件	
議 長	報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本局、2番委員お願いします。
2 番 委 員	報告します。47ページから50ページです。 照会日：令和6年2月26日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、43番2外18筆は現況非農地、46番21外1筆は現況農地である。 処理状況：令和6年3月15日 鹿児島市長へ報告済。

3. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 51ページ 1件	
議 長	<p>次に、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、吉田、事務局お願いします。</p>
吉 田 支 局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 51ページをお開きください。 今回の届出の面積は6,721.00㎡で、都市計画区域外で最終的な全体の 計画面積が10,000㎡以上になるため国土利用計画法による届出が必要にな り、2月1日に提出されました。 申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答し たものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所 在6筆は記載のとおりであり、地目別面積は(田)6,721.00㎡、転用目的は食品 加工工場です。 次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、農用地区域内にある農地です。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」 ですが、農業振興地域内で農用地区域内です。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は農用地区域内農地であるた め、土地収用法に係る事業等の例外を除き農地転用は不許可となります。農用地 区域からの除外が認められた場合にあっては農地転用の手続きが必要です。その 場合、農地法第5条第1項の許可申請の内容により「立地基準」及び「一般基準」 に基づき可否の判断を行います。なお、転用面積が20,000㎡を超える場合 鹿児島県知事が許可権者となり、転用面積が40,000㎡を超える場合、農林 水産大臣の協議を経て鹿児島県知事が許可権者となります。」と土地利用調整課へ 2月1日回答しているところです。 以上で報告を終わります。</p>

4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 52ページ～54ページ 13件	
5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 55ページ～62ページ 20件	
6. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 63ページ 2件	
7. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 64ページ～65ページ 1件	
議 長	次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項6「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項7「農用地利用配分計画に関する報告の集計について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	52ページをお開き下さい。 報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は13件です。 登記地目別では、田17筆、11,512.00㎡、畑31筆、15,277.61㎡となっております。取得した事由別数は、相続が13件。権利の種別は、所有権が13件。農業委員会によるあっせん等は、無が13件となっております。 53ページから54ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、55ページをお開き下さい。 報告事項5「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、一般住宅、駐車場が各1件、合計2件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が14件、駐車場、その他が各2件、合計18件となっております。 56ページは、4条関係2件、57ページから62ページは、5条関係18件の内容です。お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、63ページをお開き下さい。 報告事項6「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 です。 吉田地区で1件、松元地区で1件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。

事務局	<p>次に、64ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項7「令和6年2月20日認可のあった農用地利用配分計画に関する報告の集計」です。</p> <p>これは、利用権の賃借権の設定について、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和6年2月28日から貸付の始期が始まるものです。今回の分は、令和3年3月の総会で審議した農用地利用集積計画によって、中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けた農地を、同公社が担い手へ貸し出したものです。</p> <p>貸借権1件、2筆、2,876.00㎡。</p> <p>65ページは、農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p align="center">8. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料6 127件</p>	
<p align="center">9. 地域計画に係る意見書の提出について 別冊資料7</p>	
議長	<p>次に、報告事項8「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料6</p> <p>報告事項9「地域計画に係る意見書の提出について」別冊資料7</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項8「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料9をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計127筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項9「地域計画に係る意見書の提出について」報告いたします。</p> <p>別冊資料7をご覧ください。</p> <p>先月審議していただきました地域計画に係る意見書について、同日付で鹿児島市長へ意見を回答しております。内容につきましては、読み上げさせていただきます。</p> <p>地域計画が策定された地域においては、農地転用等には、計画達成に支障を及ぼさないこと及び所定の手続きを必要とすることなどの要件があることから、地域計画区域内の農地所有者に対し、制度の周知徹底を図られるようお願いします。</p> <p>また、地域計画が策定された地域においては、定期的または時宜に応じて農業者等による協議の場を設け、その意思をとりまとめて地域計画の修正を続けていくことで、農用地の一層の効率的かつ総合的な利用が図られるようお願いします。</p> <p>以上を意見として鹿児島市へ提出しております。</p>

<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時00分)</p> <p>ここで、皆様にご案内します。4月1日付けの人事異動に伴いまして、事務局職員の異動がございました。事務局より紹介をお願いします。</p> <p>(異動職員紹介後)</p> <p>また、郡山支局の吉永支局主任、平川主任におかれましては、3月末をもって退職されることになっております。一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、吉永支局主任よりご挨拶をお願いします。</p> <p>(吉永支局主任挨拶終了後)</p> <p>続きまして、平川主任よりご挨拶をお願いします。</p> <p>(平川主任挨拶終了後)</p> <p>ありがとうございました。長い間、市政に尽力いただき大変お疲れ様でした。</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>・令和6年度第1回総会(月例)開催日時は、 4月26日(金)午前10時開会 教育総合センター3階 青年会館</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会 (午前11時10分)</p>

